

「ICT活用の手引」

～福岡県立田川高等学校～

令和4年10月31日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、学校備品の端末やその付属品等（以下、端末等）の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末等使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	2
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	3
4	健康面への配慮	3
5	トラブルが起きた場合の対応	4
6	その他	4

1 端末等使用の際のルール及び注意点

- 端末等の貸与は、学校からの伝達事項及び学習活動のために使用すること。
- 端末等の使用に当たっては、本手引の記載事項及び端末の貸出に関する留意事項を遵守すること。
- 端末等を家に持ち帰って使用する場合は、事前に端末借用申請書を提出すること。なお県による保守契約で対応できない保証は、各家庭の負担となる場合がある。
- 端末等への、アプリケーションの追加/削除、設定の変更は、学校の指示に沿って行うこと。
- 端末等を自宅に持ち帰った場合、自宅で十分に充電をしておくこと。なお家庭における充電等にかかる費用は、各家庭の負担となる。
- 端末等を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、十分に注意し、大切に扱うこと。
- 自分の端末等を他人に貸さないこと。
- 端末等を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続しないこと。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 配付されたアカウントは、学習に関係のない目的で使用しないこと。
- 自分のアカウント（ID・パスワード）は、忘れないように別の紙に記録するなど適切に管理すること。
- パスワードは、第三者に教えないこと。
- 第三者の ID やパスワードを使用しないこと。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- インターネット上に書き込まれた情報は、一度拡散すると、完全に削除することが不可能であることを理解すること。
- 端末等への個人情報の保存は禁止とする。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）、学校に関する情報を、インターネット上に不用意に書き込まないこと。
- 著作権侵害に当たるようなファイル等の送受信、有害情報へのアクセス等は行わないこと。
- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさや差別的な書き込み、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、インターネット上でのいじめその他、他者の人権を侵害する行為、公序良俗に反する行為は絶対にこれを行わないこと。
- その他法令に違反、または違反するおそれのある行為は行わないこと。
- インターネット上でのいじめを含む人権侵害等の被害にあった場合は、画面の印刷やスクリーンショットを保存するなど、その証拠の保全に努めるとともに、本校教員に速やかに相談をすること。
- ユーザが前項に定める事項に違反した場合又は不適切な利用と認められる場合、学校はアカウントの利用を制限又は停止することがある。

4 健康面への配慮

- 情報機器作業が過度に長時間にわたり継続して行われることのないようにすること。
- 30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。
- 端末等を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面との間の距離を30cm以上離すこと。
- 画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整すること。
- ヘッドホンまたはイヤホンをつなげて音を聞く場合は、大音量で長時間続けて使用することがないようにすること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末等が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、HR 担任を通じて、本校担当教員に相談・連絡すること。(対応時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 土日、祝日を除く)
田川高等学校 (電話 0947-44-1131 メール info@tagawa.fku.ed.jp)
- 端末等の故障や破損にかかる修理の手配は学校を通じて行うため、個人での修理は行わないこと。
- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがある。
- SMS やメールの利用及び有料アプリのダウンロードや課金等に伴い料金が発生した場合は、各家庭の負担となる。
- ネットトラブルに関しては、本校教員又は次の相談窓口にご相談すること。
[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](#) (電話 0120-494-100)

6 その他

- 本校では、教育への ICT 活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応していただくとともに、学習活動を止めないよう措置します。

端末等の貸出に関する留意事項

- 1 貸出用の端末等を自宅で使用する場合は、保護者による「端末借用申請書」に必要事項を記入の上、HR担任に提出してください。
- 2 貸出期間中は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学校からの伝達事項及び学習活動に使用することが貸出の条件です。これらの目的以外の使用は禁止します。
- 4 端末等によるメール、SNSの使用は禁止します。
- 5 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 6 著作権侵害に当たるようなファイル等の送受信、有害情報へのアクセス等は禁止します。
- 7 端末等を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続することは禁止します。
- 8 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 9 情報端末は精密機器です。落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて、丁寧に扱ってください。
- 10 機器の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに担任に連絡してください。なお故障や破損にかかる修理の手配は、学校で行います。
- 11 10 の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償費用を請求することがあります。
- 12 SMS やメールの利用及び有料アプリのダウンロードや課金等に伴い料金が発生した場合は、各家庭の負担になります。

端末借用申請書

令和 年 月 日

福岡県立田川学校長 殿

端末の借用について、以下のとおり申請します。

学科・学年・組・番号	普通科 年 組 番
生徒氏名（自署）	
保護者等氏名（自署）	
借用理由	学校からの伝達事項及び学習活動のために使用するため。
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

別紙「ICT活用の手引」並びに「端末の貸出に関する留意事項」を遵守することに同意します。

※ ICT活用の手引と留意事項を熟読した上で、に✓を記入してください。

学校記入欄

機器管理番号	
貸出機器名	
端末の種類	<input type="checkbox"/> Wi-Fi 端末 <input type="checkbox"/> LTE 通信対応端末 (SIMカード： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
貸出承認日	令和 年 月 日